

## 愛媛県管工事協同組合連合会

# 災害時の支援で、愛媛県と協定を締結

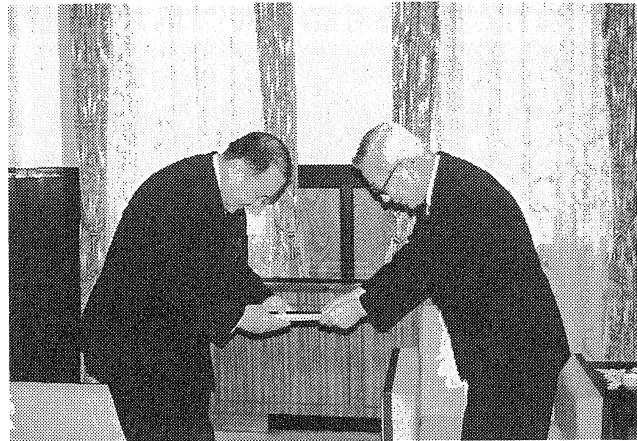
愛媛県管工事協同組合連合会（会長・田村征夫氏）は平成15年12月25日、愛媛県の加戸守行知事と災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書を締結し、締結書の取り交わしを県庁内で行った。これまで、愛媛県知事と各業界、団体との災害時の支援協定の締結は行われているが、国の中防災会議が東南海・南海地震の「防災対策推進地域」での指定が行われてからは、初めての締結となる。当日は愛媛県側から加戸知事や石川勝行県民環境部長ほか、県連合会からは田村会長、吉野内進副会長、近藤紀副会長、野本守副会長らが出席し、協定書の取り交わしが行われた。

同連合会の田村会長は「連合会として県下336社14支部はライフラインの守護神として、業務に加えて防災、緊急対応など災害についても積極的に具体的に取り組んでいきます」と挨拶、加戸知事からは感謝の意が述べられた。

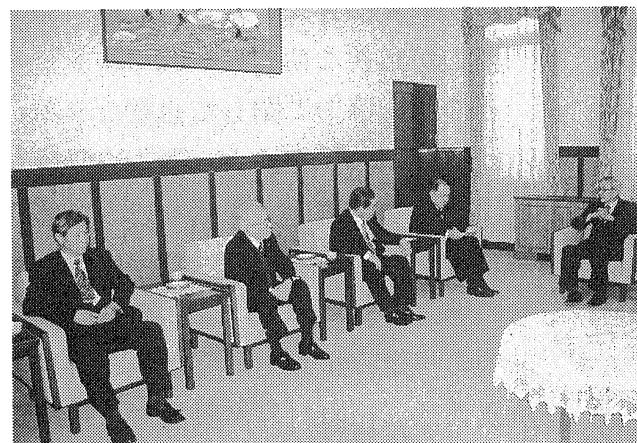
連合会会員は、7年に発生した兵庫県南部地震の際、実際に復旧支援隊として協力した経験を基に、他県からの支援よりまず県内地元水道業者での広域的な協力、ネットワークを持つ同連合会での機能を最大限に活かしたいとの考え方から県と協議を続けて今回の締結となった。

なお、協定書の内容は次のとおりである。

災害時における水道施設復旧作業の  
応急対策への協力に関する協定書



加戸知事(右)と田村会長の協定書とりかわし



知事と懇談する県連役員

平成15年12月25日  
愛媛県  
愛媛県管工事協同組合連合会  
(趣旨)  
第1条 この協定は、大規模な地震災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合に、災害等によって被害が生じた水道施設の復旧作業に関し、愛媛県地域防災計画に基づき実施する応急対策（以下「応急対策」という。）について、愛

媛県（以下「甲」という。）と愛媛県管工事協同組合連合会（以下「乙」という。）との協力事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、被災市町村もしくは水道事業体（以下「市町村等」という。）からの要請に応じ、乙に対し、応急対策について協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行うことがある。

- (1) 協力要請市町村等
- (2) 災害が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策の内容
- (5) 必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) その他、協力に関して必要な事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、市町村等が設置する現地災害対策本部の指示により応急対策に従事するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準として、原則として市町村等が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害補償については、乙と市町村等で協議するものとする。

（被災した他の都道府県への応援）

第6条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（連絡体制等）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては愛媛県県民環境部環境局環境政策課、乙においては愛媛県管工事協同組合連合会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年12月25日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

愛媛県松山市宮西一丁目5番11号

乙 愛媛県管工事協同組合連合会

会長 田村征夫